

承継決定企業の8割は後継者を子供にこだわる

DATA

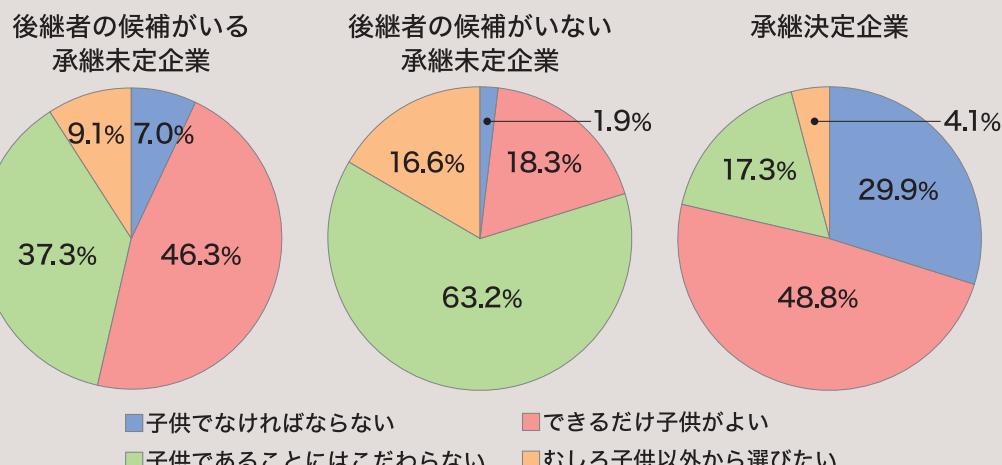
今回は、日本政策金融公庫による「小企業の事業承継問題に関するアンケート(2007年8月実施)」の「後継者に関する意識」を紹介します。

グラフを見ると、承継決定企業の78.7%が、後継者は「子供でなければならない」「できるだけ子供がよい」と回答。一方、承継未定企業で後継者の候補がいない企業のうち79.8%が、後継者は「子供であることにはこだわらない」「むしろ子供以外から選びたい」と、対照的な結果になっています。

なお、後継者を親族にこだわる、こだわらない理由については以下の通り。

親族の後継者にこだわる経営者は「役員や従業員、取引先、金融機関から理解を得やすい」と挙げているケースが多いです。一方、親族の後継者にこだわらない経営者は「事業成長」という理由が目立ちます。

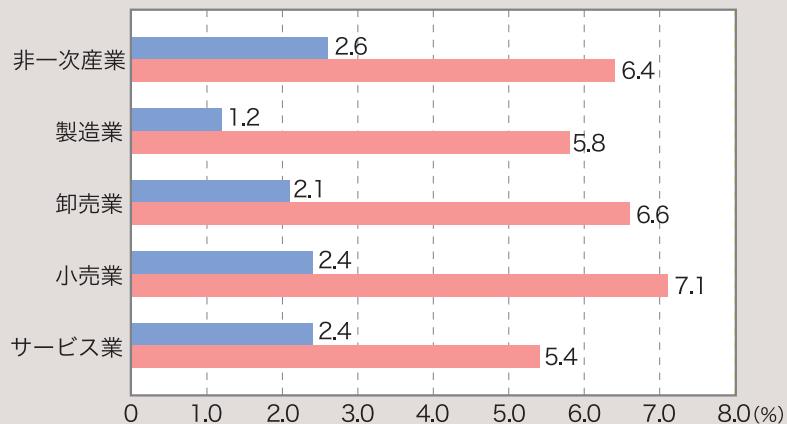
■後継者に関する意識



小売業の2006～2009年の 廃業率は7.1%

NUMBER

■業種別の開廃業率(2006～2009年)



今回は総務省「事業所・企業統計調査」「平成21年経済センサス-基礎調査」から業種別の開廃業率を紹介します。製造業、卸売業、小売業、サービス業のいずれも廃業率が開業率を上回っていますが、特にギャップが大きいのが小売業。廃業率は7.1%に上っています。

開業率は、新設事務所・企業数の年平均を、2期首においてすでに存在していた事業所・企業数で割った数値。廃業率は、廃業事務所・企業数の年平均を、2期首においてすでに存在していた事業所・企業数で割った数値を指します。

今後、企業の倒産はどう推移するのでしょうか。2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法の効果によって、倒産件数が減少傾向にあるのも事実。2011年の倒産件数は12,543件と、過去20年間で最低水準となりました。

金融円滑化法による支援を受けている企業は多く、2011年は日本の企業の17%にあたる約152万社が金融円滑化法による債務返済負担の軽減を受けたと試算されます。

しかし、来年2013年3月末で金融円滑化法は終了します。これによって2013年4月以降、中小企業の倒産が急増する可能性も考えられます。

社員のやる気を引き出す言葉とは？

Q & A

Q: 最近、社内の雰囲気が停滞し、社員があまりイキイキと働いているように見えません。やる気を引き出すにはどうすればよいのでしょうか？

A: 社員がイキイキと実力を発揮する方法はいろいろあります。お金を1円も使わない方法として挙げられるのが「AUTO褒め言葉」です。

「AUTO褒め言葉」とは、社員をねぎらう際に使う、4つの言葉。それぞれ頭文字が「A」「U」「T」「O」なので、「AUTO褒め言葉」と呼んでいます。

まず「A」は「ありがとう」です。社員が「いいことをした」「またやってほしいな」と思ったときに「ありがとうございます」と言います。

社員は常に重要感を大事にしています。「ありがとう」と言葉をかけると「私の努力を認めてくれた」「自分を価値ある人物だと判断してくれた」と思い、行動がみるみる良くなっています。

「U」は「うれしい」。「君が頑張ってくれてうれしいよ」「残業してくれてうれしいよ」と言ったら、反応が変わります。褒めるときに喜怒哀楽を込めて表現すると人間関係が円滑になるのです。

「T」は「助かる」です。「今日中にこの仕事を終わらせてくれて助かったよ」「1年間休まずに勤めてくれて助かったよ」といった具合です。実際「助かった」と思うことは多いはず。これを率直に言ってあげると、人の役に立っている感覚が強まります。「また助けてあげよう」という気持ちになるでしょう。

最後の「O」は「おかげ」。「Aくんのおかげで今日中に書類を完成できた」「Bさんがタイミングよくお茶をいれてくれたおかげで、商談がうまくまとまったよ」という感じです。自分が人の役に立っているときに、すごくうれしいと感じ、これからも頑張ろうと思うようになります。

「ありがとう」「うれしい」「助かる」「おかげ」の一言を出さないために、社員が働くかずムードが陰気になるのと、言葉一つで働き者になってオフィスが盛り上がるのと、どちらが得かは明白です。「AUTO褒め言葉」は1円のお金もかかりません。積極的に言うだけで、社内の雰囲気がみるみる良くなることでしょう。

交通違反の罰金は経費になるか？

Q & A

Q：先日、営業社員が社用車で交通違反をしてしまいました。この場合の罰金は会社の経費になるのでしょうか？

A：結論として、その罰金は会社の損金(税金計算上の損金)にはなりません。罰金は個人に対して課せられるものだからです。業務の遂行上で課せられたものを会社が負担した場合でも、その罰金は会社の損金にはなりません。

[業務に関連していた場合]

会社がその役員または従業員に対して課された罰金もしくは料金、過料または交通反則金を負担した場合、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してなされた行為等に対して課されたものであるときは、会計上、法人の費用として処理できますが、法人税法上の損金の額には算入できません。

[業務に関連していない場合]

一方、その罰金等が法人の業務の遂行に関連していない場合のものであるときは、その支払いはその役員または従業員に対する給与となります。

この場合は、役員に対するものであると役員賞与となり、法人税法上の損金にはなりません。一方、従業員の場合であれば給与として法人税法上の損金になります。

役員または従業員の給与とされる場合には、どの場合にも給与に対する源泉徴収の義務が発生しますのでご注意ください。

詳しいことは会計事務所におたずねください。

取引先との理不尽な関係に困っている中小企業は 「下請かけこみ寺」を活用しよう

HINT

企業間で取引を行っていると、さまざまな問題が生じてきます。特に両社間の企業規模に隔たりがあったり、力関係に差があると、いろいろな理不尽な要求を求められる場合があります。そんな立場の弱い中小企業を守るため、「下請かけこみ寺」という制度があるのをご存知ですか？

迅速な紛争解決が期待できる

下請かけこみ寺は、中小企業の取引に関するさまざまな悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施しています。

下請かけこみ寺は全国に48箇所(各都道府県と本部)あり、以下の取り組みを行っています。

1. 各種相談への対応

「支払日を過ぎても代金を支払ってくれない」「『客からキャンセルされたからいらなくなった』と一方的に返品された」「代金の値引き・減額を要求された」「期日通りに納品したのに『倉庫がいっぱい』と言って品物を受け取ってくれない」「仕事の受注の見返りに、取引先の商品の購入を求められた」「原材料が高騰しているにもかかわらず、単価引き上げに応じてくれない」

中小企業の取引問題に関する上記のようなさまざまな相談に、下請代金支払遅延防止法や中小企業の取引問題に詳しい相談員等が親身に話をうかがい、無料でアドバイス等をします。また、弁護士による無料相談も実施しています。

2. 迅速な紛争解決

中小企業が抱える取引にかかる紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続(ADR)を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業の身近なところで調停手続等を実施します(費用は無料)。

企業間取引に関して、さまざまな悩みを持つ中小企業は、最寄りの下請かけこみ寺または下請かけこみ寺本部にお問い合わせください。

全国47都道府県「下請かけこみ寺」

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

心をポジティブにする 「お疲れ様」禁止制度

SYSTEM

このコーナーでは、企業のユニークな制度や取り組みを紹介します。

今回は「『お疲れ様』禁止制度」を紹介します。

同僚、上司、部下との間でごく日常的に交わされる「お疲れ様です」という言葉。ある会社では、この「お疲れ様」と言うことを禁止しています。なぜだと思いますか？ それは、相手をねぎらっているつもりの「お疲れ様」でも、実は「疲れている」というネガティブな状態を連想させるからです。

前向きな言葉を掛け合えば生産性が上がる

言葉の力は絶大です。あまり疲れていないときに「お疲れ様です」「ご苦労様です」と言われたら、「あ、疲れているのかな」「苦労しているのかな」と感じてしまうかもしれません。また、疲れている状態で「お疲れ様です」と言われても、疲れている状態を再認識するだけでプラスにならないでしょう。

逆に、疲れている状態でも「元気」「絶好調」など、前向きな言葉をお互いに掛け合っていれば、精神状態やパフォーマンスが前向きになり、生産性の向上が期待できます。

全社で「お疲れ様」を禁止するのは抵抗がある、という場合は、自分だけ「お疲れ様」を周囲に言わないようにするはどうでしょう。ある会社では「お元気様です」と言っているところもあるようです。常にプラスの言葉を使うだけでも、社内の雰囲気が良くなり、業績向上が望めるかもしれません。

資金が必要になったなら、 まずはこの1冊から

BOOK REVIEW



『なぜ、いい税理士を顧問にすると、
銀行はお金を貸したがるのか』
中小企業を応援する会計事務所の会 著
廣瀬元義 監修
あさ出版
定価1,500円(税別)

★こんな方におすすめ

- 資金繰りに悩む経営者
- 金融機関の意図を知りたい経営者
- 企業の経営改善をしたい経営者

経営者が一番気になるのは資金繰り。長引く不況の影響で、どの企業も資金が必要になっています。

では、その資金はどうやって調達するのがベストなのか。まずは、経営者にとっての一番の相談相手である税理士に相談することです。

本書では資金繰りや融資についての基本知識はもちろん、貸す側である金融機関が企業の何を見ているのか、企業にとって有利な決算書とは何かなどを解説。読み終えるころには、資金繰りの何たるかがよく理解できるようになるでしょう。

本書のタイトルでありメインテーマでもある「なぜ、いい税理士を顧問にすると、銀行はお金を貸したがるのか」、経営者なら誰しも知りたい問い合わせに対する答えがこの1冊に凝縮しています。

「貸してください」と頭を下げ続ける企業と、「ぜひ借りてください」と銀行がもみ手でやってくる企業。どちらを目指すかは言うまでもありません。

「職場@いじめバスター」

職場いじめ問題の悩みを解決するのに役立つ

<http://www.ijimebuster.jp/>

「職場@いじめバスター」は、職場いじめ解決に関するポータルサイト。

職場のいじめ解決方法や、いじめ・パワハラの体験談、職場いじめ撃退術、職場いじめ裁判例まで、いじめに関する情報を網羅。社員からいじめやパワハラ等の相談を受けたときの参考になるでしょう。

The screenshot shows the homepage of the 'Ijime Buster' website. At the top, there's a banner for a 'Kanpireia' (Kanpireia) special offer with a price of 1,980 yen. Below the banner, the main navigation menu includes links for '職場いじめ' (Workplace Bullying), 'パワハラ' (Power Harassment), 'セクハラ' (Sexual Harassment), and '法人の方へ' (For Corporate Users). The left sidebar contains a sidebar menu with various categories such as '職場いじめ解決方法' (Methods to Solve Workplace Bullying), '職場いじめ体験談' (Workplace Bullying Experience Stories), '職場いじめの悩みを解決する方法' (Methods to Solve Problems with Workplace Bullying), and '職場いじめ対処法' (How to Deal with Workplace Bullying). The right sidebar features sections like 'いじめバスター資料請求' (Request Ijime Buster Materials), '5日間集中メール講座' (5-day集中Email Course), and '資料小冊子(PDFファイル)' (Small booklet PDF file). There are also social media links for Facebook and YouTube.